

国官参建22号
令和7年7月1日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインの一部改正について

建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示460号）の内容をより具体的かつ明確に示し、建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を平成31年に策定したところです。

能力評価制度に関しては、令和6年7月に「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、能力評価基準の策定・充実を図ることとしているところです。

これを踏まえ、同年10月より、能力評価制度推進協議会に設けた企画分科会において、同計画に掲げた多能工に関するルールや製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討を行ってきました。

今般、企画分科会等における議論に基づき、主に下記（1）～（3）について、ガイドラインの改正を行いましたので、改正内容の趣旨及び内容について、ご了知いただくとともに、会員企業等への周知にご協力をお願いいたします。

また、各団体におかれましては、本改正の趣旨に鑑み、能力評価基準及び能力評価実施規程変更に向けた検討について、積極的なご対応をお願いいたします。

【主な改正事項】

（１）製造・加工現場等で従事する技能者の取り扱い

建設技能者が、施工の準備等のため、製造、加工、機械整備等に従事した日数についても、就業日数に算入して差し支えない。また、専門工事業者が自社の事務所や作業場を現場登録し、就業履歴を蓄積して差し支えない。

（２）教育訓練等の取扱い

建設技能者が技能研鑽のため教育訓練や社内研修を受けた日数についても、就業日数に算入して差し支えない。

（３）多能工の取り扱い

複数の能力評価基準で能力評価を受けていることによって多能工であることを示すことが可能であるが、就業履歴が複数の CCUS 職種コードに分散して蓄積されることで能力評価を受けることが困難となっている。

こうした観点から、各能力評価基準の CCUS 職種コードについては、当該基準の評価を受けることが想定される職種の技能者が、関連する技能を要する職種や前後工程を担う職種等（以下「関連職種等」という。）を担うことが想定される場合、関連職種等に対応する CCUS 職種コードも併せて設定することが望ましい。

また、当該基準の評価を受けることが想定される職種の技能者が、見習いの期間、CCUS 職種コード上の「普通作業員」として CCUS に就業履歴を蓄積することが想定される場合、「普通作業員」も併せて設定することが望ましい。

これらの場合において、関連職種等や普通作業員としての就業日数とそれ以外の技能職種としての就業日数を区別し、就業日数の基準を定めることとして差し支えない。